

75歳以上の
人へ

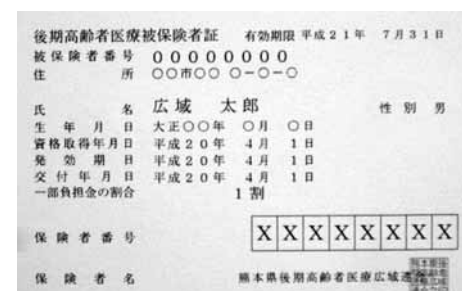
4月1日から
「後期高齢者医療制度」
が始まります



県内に住所を有する
75歳以上のすべての人
(65〜74歳で一定の障
がいがあると熊本県後
期高齢者医療広域連合
に認められた人を含み
ます)は、新たな「後期
高齢者医療制度」へ加入
することになります。

1 保険証(被保険者証)について

被保険者一人ひとりにカード型の保険証が交付されます。保険証は、今年3月中旬から下旬にかけて、配達記録郵便などでお届けします。4月1日以降に医療機関で医療を受ける際は、この保険証が必要となり、現在お使いの国民健康保険や社会保険の保険証、老人医療受給者証は使えなくなります。



◆同時に交付されるもの

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ②後期高齢者医療特定疾病療養受療証

現在、老人保健制度でこれらの証を交付されている人は、手続きなしで自動的に交付されます。

2 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担してもらうことになります。

○保険料の算出方法

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額(A)」と被保険者の前年度の所得に応じて算定する「所得割額(B)」を合算した金額となります。

$$\text{保険料(年額)} = (A) + (B)$$

- ※(A) 均等割額(被保険者1人につき) 46,700円
- ※(B) 所得割率 8.62%「(総所得額－基礎控除額33万円)×0.0862)」

○保険料の軽減措置

低所得世帯の被保険者に対する軽減措置として、世帯の所得水準に応じて国民健康保険と同様に、保険料の被保険者均等割額が表1のとおり軽減されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額^{※1}をもとに、次の基準により判定します。

※1 総所得金額……………

例えば、公的年金のみの収入の場合、その収入額から公的年金等控除(120万円)を差引いた額のことをいいます。ただし、軽減の判定は、65歳以上の公的年金所得については、総所得金額からさらに15万円を控除した額で判定します。

なお、世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その人の所得は軽減判定の際の対象となります。

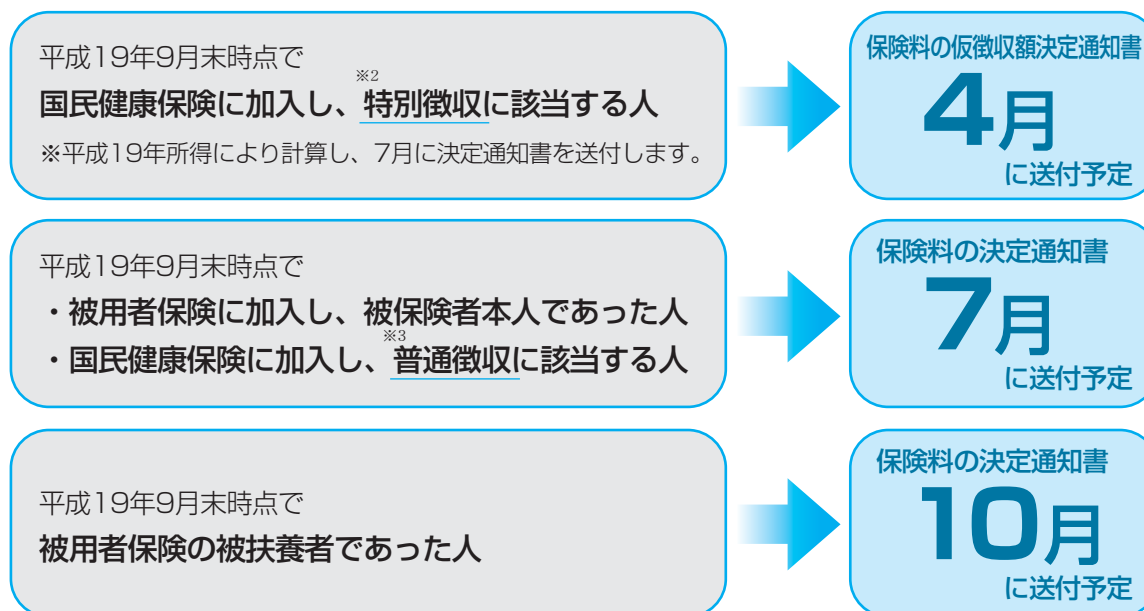
表1

総所得金額が33万円を超えない人	7割軽減
総所得金額が33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の人	5割軽減
総所得金額が33万円+35万円×被保険者数以下の人	2割軽減

○保険料の通知

後期高齢者医療制度の保険料の金額等を記載した通知書を次のとおり送付します。

なお、保険料の金額等については、市町村窓口へお問い合わせください。



保険料は原則として年金から差し引かれます。

年金が年額18万円未満の人は個別に市町村の窓口にて納めてもらいます。

※2 特別徴収
※3 普通徴収

3 障がい認定で老人医療の適用を受けている人(受給者証を持っている人)へ

現在、65〜74歳で老人保健制度の障がい認定を受け、老人医療を受給している人は、手続きなしで自動的に4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。なお、この障がい認定については、申し出により辞退することができます。詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

合志市 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎)
☎(242)1183

※4月以降は、
高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎)
☎(242)1109

熊本県 後期高齢者医療広域連合
☎(368)6511